

市第 71 号議案

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 56 号）の一部改正について

健康福祉・病院経営委員会
平成 22 年 12 月 9 日
健康福祉局

1 提案理由

簡易給水水道及び小規模受水槽水道の管理状況の定期検査の報告等の義務について定めるとともに、罰則を強化する等のため、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正したいので提案します。

2 改正の概要

(1) 設置者への責務の追加

ア 地下式受水槽等の定義づけ（議案書 p.101 第 2 条第 8 号）

- (ア) 受水槽の天井、周壁等が建築物の他の部分と兼用しているもの
- (イ) 受水槽の全部若しくは一部が埋設されているもの

イ 地下式受水槽等に管理状況検査の受検（議案書 p.102 第 16 条第 1 項）（※ 1）

設置形態が「地下式受水槽等」である有効容量が 8 立方メートル以下の小規模受水槽水道の設置者に、管理状況の定期検査の受検を新たに義務づけます。

ウ 管理状況検査結果の報告（議案書 p.101 p.102 第 10 条第 2 項及び第 16 条第 2 項）（※ 2）

施設の管理状況を把握するために、検査結果の市長への報告を小規模受水槽水道等の設置者に義務づけます。

エ 自己点検結果の報告（議案書 p.101 第 15 条第 2 項）（※ 3）

受検義務がない小規模受水槽水道の設置者に対しても、管理状況を定期的に市長に報告することを義務づけます。

オ 管理状況検査未受検施設への受検勧告及び公表（議案書 p.103 p.104 第 18 条の 2 各 項 及 び 第 23 条）（※ 4）

管理状況検査の受検義務規定に違反した者に対して、利用者に管理状況を周知する必要と設置者に対し義務の履行の実効性を確保するため、市長が勧告及び公表することができる旨を新たに規定します。しかし、公表は制裁的な意味を有するとされ、規制の重複を避けることから、※現条例の罰則規定を廃止（議案書 p.104 第 23 条）します。

図 1 管理状況検査未受検施設への対応

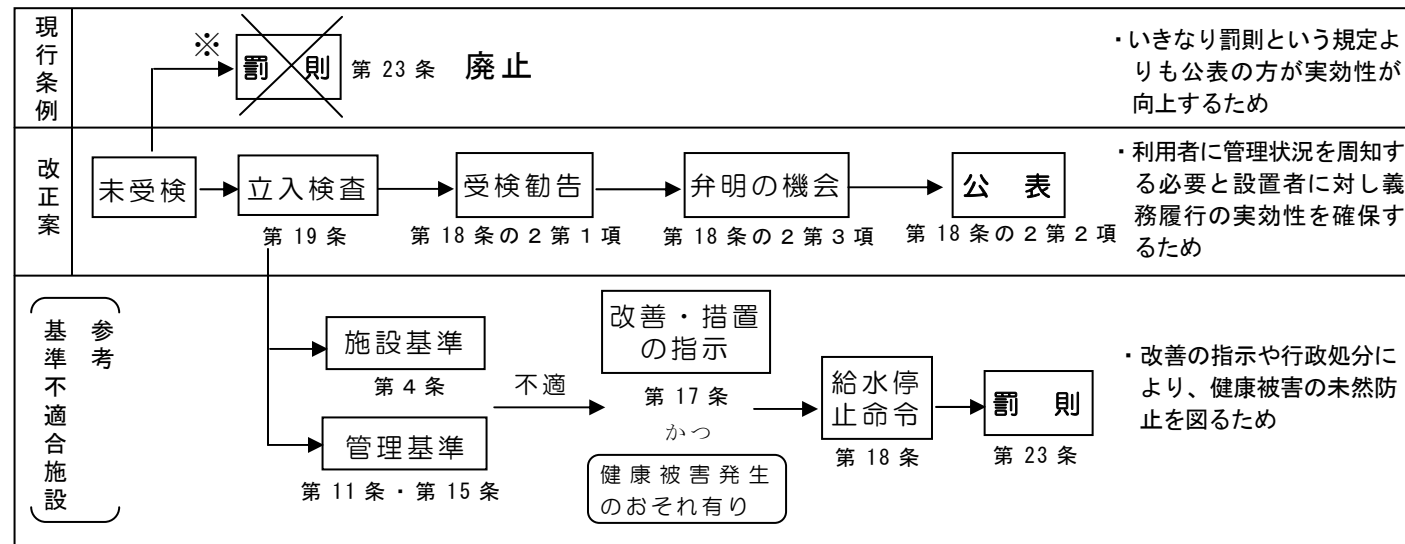


表 1 小規模受水槽水道等の分類

区分	受水槽容量	施設数	設置形態	設置者への責務		
				管理状況検査受検義務	管理状況検査結果報告義務	自己点検報告義務
小規模受水槽水道	8 m ³ 以下	8,633	7,775 床上式ピット式	無	無	無→有※3
			858 地下式	無→有※1	無→有※2	
	8 m ³ 超	1,472	1,342 床上式ピット式	有	無→有※2	
		130 地下式				
簡易給水水道		15	地下水利用施設	有	無→有※2	

施設数：平成 22 年 3 月 31 日現在

受検指導、受検勧告及び公表（※ 4）

(2) 罰則の強化

罰金額上限の引上げ（議案書 p.104 第 22 条、第 23 条及び第 24 条）

危害発生の防止を図り、かつ、設置者の条例遵守の実効性を高めるために、罰金額の上限を引き上げます。

表 2 罰金額上限の改正案

条文	違反行為	現行条例	改正案
第 22 条	井戸等を水源とする水道で健康被害発生のおそれが認められる場合の給水停止義務違反	10 万円以下	30 万円以下
第 23 条	小規模受水槽水道等の管理の基準に違反し、健康被害発生のおそれが認められる場合の給水停止命令違反	5 万円以下	20 万円以下
第 24 条	小規模受水槽水道等の設置者が、報告徴収、立入検査拒否	2 万円以下	5 万円以下

(3) その他

ア 第 17 条

「改善命令等」→「改善の指示等」（議案書 p.102）

イ 第 19 条第 2 項

「水道施設」→「小規模受水槽水道」（議案書 p.103 p.104）

3 附則（議案書 p.99）

施行期日 平成 23 年 4 月 1 日